

固定資産の現所有者に関する申告の手引き

1. 現所有者の申告について

固定資産税・都市計画税（以下、「固定資産税」という。）は、賦課期日（毎年1月1日）現在、登記簿または、土地・家屋補充課税台帳に所有者として登録されている方を納税義務者とし、課税しています。

この納税義務者が死亡し、賦課期日までに相続登記や未登記家屋の名義変更手続きが完了していない場合は、その土地・家屋を現に所有している者（現所有者）が納税義務者となりますが、所有者が個人の場合は、主として相続人がこれに該当します。

令和2年度の税制改正により五島市税条例が改正され、この現所有者に対し、氏名・住所等の必要事項の申告が義務づけられました。

これにより、自身が現所有者であることを知った日の翌日から3か月以内に「固定資産現所有者申告書」のご提出が必要となります。

（同条例第75条の規定により、正当な事由なく申告しなかった場合は、10万円以下の過料が科せられる場合があります。）

※この申告は次年度以降の納税義務者を申告する手続きです。相続登記や相続税の申告ではありませんのでご注意ください。

相続登記につきましては、相続についての協議（遺産分割協議等）が終了しましたら、すみやかに法務局で手続きをされることをお勧めいたします。

相続登記後は、賦課期日において新たに登記されている所有者が納税義務者となります。

※未登記家屋の所有者変更につきましては、五島市税務課へ「家屋所有者変更届」の提出が必要となります。

2. 「固定資産現所有者申告書」提出時に添付書類が必要な場合

A. 法定相続人以外が代表者となる場合・・・遺言書の写し（自筆遺言の場合は、検認証明書が必要な場合があります。）

B. 相続放棄をしている場合・・・裁判所が発行した「相続放棄申述受理通知書」の写し

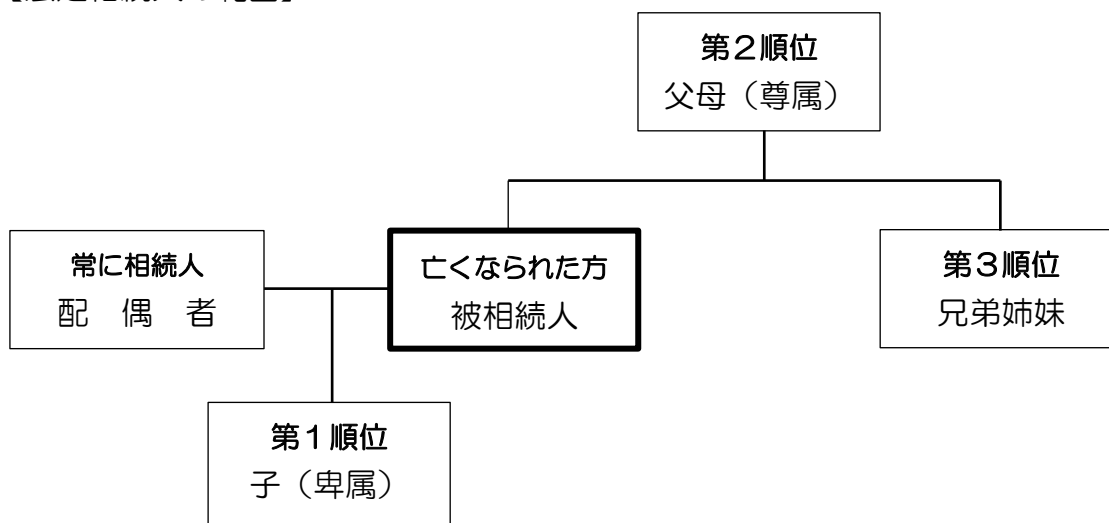
※手続き中の方で申告期限に間に合わない方は、その旨申告書余白にご記入のうえ、先に申告書をご提出いただき、相続放棄申述受理通知書到着後、速やかに写しをご提出ください。

相続放棄申述受理通知書写しのご提出を受け、相続放棄確認完了といたします。

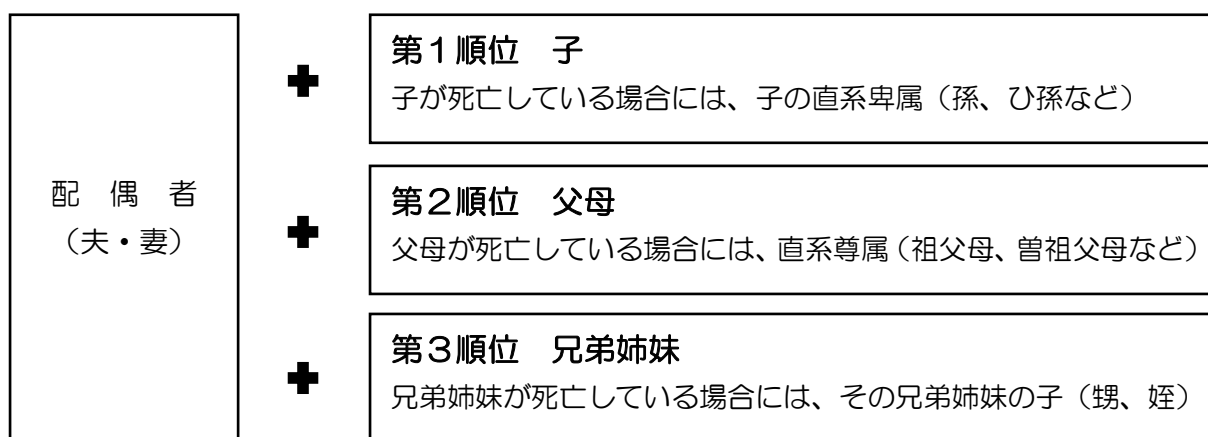
3. 申告書の書き方

- (1) 土地又は家屋を所有していた方（亡くなられた方）の氏名、生年月日、住所、死亡年月日、名寄帳兼課税台帳に記載されている登記名義人氏名。※登記名義人ごとの申告となります。
- (2) 代表者及びそれ以外の相続人の欄には、下記「法定相続人の範囲」を参考に、わかる範囲で相続人（受遺者含む。）をご記入ください。なお、代表者のみの記載でも提出は可能です。亡くなられた方との続柄もご記入ください。（「妻」「長男」「兄」「甥」など）
- (3) 代表者の方は、必ず自署にて記名ください。（押印・個人番号省略可）
- (4) 相続登記の欄は、該当するものに☑を入れてください。

【法定相続人の範囲】



※一般的な相続は、次の3通りとなります。



配偶者は常に相続人であり、第2、第3順位は、前の順位の相続人がいない場合のみ相続人となります。

ただし、子が死亡している場合は子の直系卑属（子や孫）が、父母が死亡している場合は父母の直系尊属（祖父母や曾祖父）が、兄弟姉妹が死亡している場合は兄弟姉妹の子（甥・姪まで）が各々の相続権を引き継いで相続人となります。

（例）第1順位の子が亡くなっている場合で、その子の子（孫）が生存している場合は、第2順位の父母が生存していても相続人とはなりません。